

開発許可申請 手続きフロー詳細

	標準処理期間
1. 事前相談申請 都市デザイン課へ提出（正・副 計2部） ↓ 申請者へ返却 ※相談の申請にあたっては事前に本市への調査を実施して下さい。 ※申請書の様式は本市HPより「開発許可」で検索し、ダウンロード可能です。 ※開発許可必要・不要、開発行為に該当する・しない等を判断し返却します。 ※事前相談の有効期限は6ヶ月（期限切れはやり直し）	14日間
2. 事前協議申請 都市デザイン課へ提出（提出部数は事前相談返却時に指示します） ↓ 申請者へ返却 ※関係各課の意見を照会し、意見を付して回答書を返却します。 ※事前協議の有効期限は1年間（期限切れはやり直し）	21日間
3. 都市計画法第32条に基づく申請 — 藤井寺市開発指導要綱協議 都市デザイン課へ提出（正 1部・副 10部（住宅開発については正 1部・副 8部）） ↓ ※申請書の返却はありませんので、控えが必要な方はご用意下さい。 各課の意見を申請者へ返却 ↓ 意見をもとに申請者が各課協議 ↓ ※各課協議を終えた意見書は、そのまま担当課へ提出して下さい。 決済後、担当課から都市計画課へ返却されます。 都市計画法第32条同意、覚書の締結 ※申請書の様式は本市HPより「開発指導要綱に基づく協議について」で検索し、ダウンロード可能です。	7日間 21日間 （申請者により 短縮可能）
4. 都市計画法第29条に基づく申請 — 開発許可申請 都市デザイン課へ提出（正・副 計2部） ↓ 開発許可 ※都市計画法第37条の許可が必要な場合は、法第29条許可後、別途申請手続きが必要です。	1ヶ月間
5. 工事施工	
6. 都市計画法第36条に基づく届出 — 工事完了届出書 都市デザイン課へ提出（正 1部） ↓ 検査（都市デザイン課及び本市関係課の検査） ↓ ※検査合格 検査済証交付（帰属関係書類の提出確認後） ↓ 完了公告 ↓ （建築確認申請）	14日間

※標準処理期間とは、申請に対する処分について、その申請の受付をしてから処分するまでに通常要すべき標準的な期間です。申請の処理に要する期間のあくまでも目安であり、標準処理期間内に必ず処分が行われることを意味するものではありません。
また、申請の補正等に要する期間は、標準処理期間に含まれませんのでご注意ください。